

官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

- 
- (号) 外  
独立行政法人国立印刷局
- 官報
- 次  
令 (同二)
- 〔府令・省令〕
- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (財務九)
- 政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令 (同一)
- 慰労金国庫債券の発行交付等に関する省令を廃止する省令 (同二)
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令 (同二)
- 國家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (同二)
- 独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令 (同三)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三)
- 農林水産省定員規則の一部を改正する省令 (同三)
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令 (同四)
- 農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (同四)
- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (同四)
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令 (同四)
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (同四)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の一部を改正する省令 (同五)
- 農地および農業用施設に関する復旧工事後の措置に関する省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした農地及び農業用施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部を改正する省令 (同六)
- 産業安全専門官及び労働衛生専門官の一部を改正する省令 (同七)
- 外務省組織規則の一部を改正する省
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令 (同八)
- 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (同九)
- 産業安全専門官及び労働衛生専門官の一部を改正する省令 (同十)
- 規程の一部を改正する省令 (同十一)
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (同四八)
- 勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同四九)
- 復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令 (同五)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産二九)
- 自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令 (同二)
- 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令 (同二)
- 自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令 (同二)
- 埋蔵鉱量統計調査規則を廃止する省令 (経済産業一〇)
- 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令 (同二)
- 自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令 (同二)
- 車競走法施行規則の一部を改正する省令 (同二)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報を係る開示請求の手続に関する省令 (同二)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報を係る開示請求の手續に関する省令 (同二)

- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件 (同八八)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件 (同八九)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件 (同九〇)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する件 (同九一)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者全部を改正する件 (同九二)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の全部を改正する件 (同九三)

二三

- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を定める件 (同九四)
- 租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件 (同九五)
- 中小企業退職金共済法第十条第二項第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号口(1)の支給率を定める件 (同九六)
- 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 (同九七)
- 中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同九八)
- 厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の全部を改正する件 (同九九)
- 中小企業退職金共済法第十三条第一項の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同一〇〇)

二四

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示 (同一〇一)
- 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの一部を改正する件 (同一〇四)
- 厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件 (同一〇五)
- 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 (同一〇六)
- プレス機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 (同一〇七)
- 労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を自ら行うものとする件 (同一〇八)
- 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示 (同一〇九)

二五

- 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同一〇一)
- 特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件 (同一〇二)
- 国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件 (同一一二)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件 (同一一二)
- 国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件 (同一一二)
- 国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件 (同一三四)
- 消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件 (同一一五)
- 平成二十四年度における後期高齢者の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額 (同一一六)
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき、平成二十五年度における全保險者平均前期高齢者加入率を見込値及び平成二十三年度における全保險者が定める状態等にある者の特例を定める件 (同一一七)

二六

(以下次のページへ続く)

平成七年度	○・五五七
平成八年度	○・四七六
平成九年度	○・三九九
平成十年度	○・三三六
平成十一年度	○・二七五
平成十二年度	○・二一六
平成十三年度	○・一七九
平成十四年度	○・一一三
平成十五年度	○・一一七
附 則	
平成二十二年度	○・〇〇九

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十四号  
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令  
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。  
イ 第一号の規定により面接による指導を行った者  
ロ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は健康管理栄養士（イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）  
第八条第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「進捗」を「進捗」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。  
イ 第一号の規定により面接による指導を行った者  
ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は健康管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）  
第八条第一項第四号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに該当する者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。  
イ 第一号の規定により面接による指導を行った者  
ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報を伊に掲げる者と共有する医師、保健師又は健康管理栄養士（伊に掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

附則  
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。  
附則  
第一号を「第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。  
附則  
第一号を「第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

#### ○厚生労働省令第四十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十七号）の施行に伴い、並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第五条第一項第一号ロの規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 田村 憲久  
令等の一部を改正する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の五条を加える。  
(加算対象保険者の基準)

第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、前年度における特定健康診査の実施率が千分の一に満たないことと又は同年度における特定保健指導の実施率が千分の一に満たないこととする。

2 前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条第一号において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3 第一項の特定保健指導の実施率（次条第一号において単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該各年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条において「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるところとする。

一 災害その他の特別の事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかつたこと。  
二 特定健康診査等の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であつて当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

沖縄県の項を次のように改める。

沖縄県	國頭郡國頭村 同郡大宜味村 同郡東村 同郡伊江村 島尻郡渡嘉 敷村 同郡座間味村 同郡渡名喜村 同郡南大東村 同郡北大東村	平成「十五年四月一日から十六年三月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいい。)の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいい。)」に付記する。
-----	--	---

○厚生労働省告示第八十八号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十号)第四十四条第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項(平成二十年厚生労働省告示第三百八十号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいい。)を受診した者及び当該特定健康診査の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいい。)を利用した者に係る報告については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 審久  
第一号文中「及び郵便番号」を「郵便番号及び資格区分」に改める。  
保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別をふり、次のように(回)」に改める。

○厚生労働省告示第八十九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準(平成二十年厚生労働省告示第四号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいい。)の血糖検査の結果について、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 審久  
第一号文中「すべての」を「全ての」に改め、同時に「5.2%」を「5.6% (NGSP値)」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第四条第一項第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十年厚生労働省告示第八号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定保健指導をいい。)の血糖検査の結果について、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 審久  
本文中「5.2%」を「5.6% (NGSP値)」に改める。

○厚生労働省告示第九十一号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七

条第一項及び第八条第一項の規定に基いて厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成二十一年厚生労働省告示第九号)は、平成二十五年三月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいい。)の結果に基づく特定保健指導(同項に規定する特定保健指

導をいい。)に付記する。

平成二十九年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 審久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第157号)以下「実施基準」という。)第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法(以下「動機付け支援の実施方法」という。)は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法(以下「積極的支援の実施方法」という。)は、第2に掲げるとおりとする。なお、平成30年3月31までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(6)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 動機付け支援の実施方法  
支援期間及び頻度  
原則 1回の支援とすること。

2 支援内容及び支援形態  
(1) 動機付け支援対象者(実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。

(2) 特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第80号)以下「法」という。)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。)及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価(行動計画の策定の日から6月以上超過した後に行う評価をいう。以下同じ。)を行うこと。

(3) 面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。  
ア 生活習慣と特定健康診査の結果との関係を理解すること、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンдро́мや生活習慣病に関する知識を習得すること及びそれらが動機付け支援対象者本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。

イ 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について実践的な指導すること。

ウ 食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導すること。

エ 動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。

オ 体重及び腹囲の計測方法について説明すること。

カ 動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ(1グループは8人以下とする。)当たり80分以上のグループ支援とすること。

(4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導(法第18条第1項に規定する)の効果について評価すること。

- イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。
- ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。
- エ 実績評価は、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙等（以下「電子メール等」という。）をいう。以下同じ。）により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。
- 第2 極めて支援の実施方法**
- 1 支援期間及び頻度  
初回に面接による支援を行うとともに、以後、3月以上の継続的な支援を行うこと。
  - 2 支援内容及び支援形態
    - (1) 極めて支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する極めて支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。
    - (2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、極めて支援対象者の生活習慣や行動の変化（以下「行動変容」という。）の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等を踏まえ、極めて支援対象者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。
    - (3) 極めて支援対象者の健康に関する考え方を受け止め、極めて支援対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を極めて支援対象者が選択できるよう支援すること。
    - (4) 極めて支援対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、極めて支援対象者と一緒に考え、極めて支援対象者自身が選択できるよう支援すること。
    - (5) 医師、保健師又は管理栄養士は、極めて支援対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成し、極めて支援対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと。
    - (6) 特定保健指導実施者（実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、極めて支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行う者をいう。（12のエにおいて同じ。）は、極めて支援対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。
    - (7) 極めて支援を終了する時には、極めて支援対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要があること。
    - (8) 初回の面接による支援は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「極めて支援対象者」とする。
    - (9) 3月以上の継続的な支援については、(1)及び(2)に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の量を判断することとし、支援Aの方法及び支援Bの方法の合計で、180ポイント以上の支援を行うこと（支援Aの方法に係るポイントが、160ポイント以上である場合に限る。）を最低条件とすること。
    - (10) 支援Aの方法は、次に掲げるものとすること。
      - ア 極めて支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、極めて支援対象者の必要性に応じた支援をすること。
      - イ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

- ウ 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。
- エ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。
- (11) 支援Aの方法は、次に掲げるものとすること。
  - ア 個別支援A
  - イ グループ支援A（1グループは8人以下とする。）
  - ウ 電話支援A
  - エ 電子メール支援A
- (12) 支援Aの方法に係るポイントの算定及び要件は、次に掲げるものとすること。
  - ア 個別支援Aは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり20ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分間以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。
  - イ グループ支援Aは、10分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分間以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。
  - ウ 電話支援Aは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり15ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は60ポイントとすること。
  - エ 電子メール支援Aは、1往復（特定保健指導実施者と極めて支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。以下同じ。）の支援を1単位とし、1単位当たり40ポイントとすること。
- (13) 支援Bの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行ふものとすること。
- (14) 支援Bの方法は、次に掲げるものとすること。
  - ア 個別支援B
  - イ 電話支援B
  - ウ 電子メール支援B
- (15) 支援Bの方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとすること。
  - ア 個別支援Bは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。
  - イ 電話支援Bは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。
  - ウ 電子メール支援Bは、1往復の支援を1単位とし、1単位当たり5ポイントとすること。
- (16) 支援Aの方法及び支援Bの方法のポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
  - ア 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。
  - イ 特定保健指導と直接関係のない情報（次回の支援の約束や雑談等、特定保健指導の実施と直接関わりがない情報をいう。）のやり取りはポイントの算定対象としないこと。
  - ウ 電話支援又は電子メール支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としないこと。

(1) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。

エ 実績評価は、面接又は通信を利用し、積極的支援対象者に提供すること。

オ 実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

◎新井伊織物取扱業者

特定健診検査及び特定保険指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第六条第一項の規定に基づき、特定健診検査及び特定保険指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のとおりに定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健診検査及び特定保険指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は（平成二十四年厚生労働省告示第十一号）は平成二十五年三月三十一日限り終止する。

平成十五年三月十九日 厚生労働大臣 田村 審  
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健診をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第1に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第2に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

## 第1 特定健康診査の外部委託に関する基準

## 1 人員に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されること。

(2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

## 2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
  - (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
  - (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
  - (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。

### 3 精度管理に関する基準

- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理。（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
  - (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。
  - (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
  - (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

#### 4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
  - (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
  - (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
  - (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
  - (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
  - (6) 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
  - (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

## 5 通常等に関する基準

- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。

(2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

(3) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

(4) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

(5) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

(6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間

- エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額  
オ 事業の実施地域  
カ 緊急時における対応  
キ その他運営に関する重要事項
- (7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- 第2 特定保健指導の外部委託に関する基準**
- 1 人員に関する基準
    - (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
    - (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
    - (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
    - (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
    - (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
    - (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
    - (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
    - (8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
    - (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
  - 2 施設、設備等に関する基準
    - (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
    - (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
    - (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
    - (4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。
  - 3 特定保健指導の内容に関する基準
    - (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
    - (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む。）は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
    - (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
    - (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
    - (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
    - (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適かつ積極的な対応を図ること。
  - 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
    - (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
    - (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
    - (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
    - (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
    - (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。  
ア 積極性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。  
イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健診診断を含む。この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。  
ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータ入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。  
エ 本人の同意を得られない場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。  
(7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該運営等に関する基準を速やかに行うこと。  
(8) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。  
(9) 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。  
(10) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧説、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行いう地位を利用して不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。  
(11) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上を努めること。  
(12) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。  
(13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。  
(14) 通常についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。  
ア 事業の目的及び運営の方針  
イ 統括者の氏名及び職種  
ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容  
エ 特定保健指導の実施日及び実施時間  
オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額  
カ 事業の実施地域  
キ 緊急時における対応  
ク その他運営に関する重要な事項

貞江貞江

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十一条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をい。以下同じ。）の実施については、第1に掲げる基準とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をい。以下同じ。）の実施については、第2に掲げる基準とする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。

- (2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- 2 施設、設備等に関する基準**
- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
  - (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
  - (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
  - (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。
- 3 精度管理に関する基準**
- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
  - (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。
  - (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
  - (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。
- 4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準**
- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成すること。
  - (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
  - (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
  - (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
  - (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
  - (6) 特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的人的な安全対策等）を徹底すること。
  - (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準**
- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
  - (2) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
  - (3) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
  - (4) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

- (5) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上の掲載等）により、幅広く周知すること。
- ア 事業の目的及び運営の方針
  - イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間
  - エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
  - オ 事業の実施地域
  - カ 緊急時における対応
  - キ その他運営に関する重要な事項
- (6) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (7) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (8) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (9) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (10) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- 第2 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準**
- 1 人員に関する基準**
- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
  - (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
  - (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6ヶ月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
  - (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
  - (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要とすること。

- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
  - (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
  - (8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
  - (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
- 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
  - (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
  - (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
  - (4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。
- 3 特定保健指導の内容に関する基準
- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
  - (2) 最新的知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
  - (3) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
  - (4) 特定保健指導を実施する年度中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
  - (5) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成すること。
  - (2) 特定保健指導用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
  - (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
  - (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
  - (5) 特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。
    - ア 総括性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
    - イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。以下この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。
    - ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。
    - エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。
  - (7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準
- (1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
  - (2) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。
  - (3) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
  - (4) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
  - (5) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
  - (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上の掲載等）により、幅広く周知すること。
    - ア 事業の目的及び運営の方針
    - イ 総括者の氏名及び職種
    - ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容
    - エ 特定保健指導の実施日及び実施時間
    - オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
    - カ 事業の実施地域
    - キ 緊急時における対応
    - ク その他運営に関する重要な事項

